

高知県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県消費生活協同組合法施行細則（平成22年規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出事項)</p> <p>第3条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第76条の主たる事務所の移転の登記が完了したとき。</p> <p>(8)～(16) (略)</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第3条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第76条又は第81条から第83条までの主たる事務所又は従たる事務所に係る登記が完了したとき。</p> <p>(8)～(16) (略)</p>